

特区区分	総合特区分名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		内閣府記載欄	
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	理由等		内閣府コメント
地域10	とやま地域共生型福祉推進特区	認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用	1601	<p>・認知症対応型グループホームにおいて、利用者の重度化に伴い、使用する福祉用具の更新や医療的ケアに対するニーズが高くなっている。</p> <p>・利用者がグループホームで重度化した場合、その症状にあった福祉用具(車椅子、ベッド等)は事業者側で容易に準備できないこと。また、介護報酬上、「医療連携体制加算」措置はあるが、看護師の配置は容易ではなく、事業者の費用負担による対応にも限界がある。</p> <p>・利用者が重度化しても同じグループホームで継続して安心して生活できるよう、福祉用具の貸与や訪問看護などの居宅サービスの利用を可能としていただきたい。</p>	<p>・省令では、「認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活介護における介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならない」とされており、利用者の負担により、事業者の従業員でない付添者による介護や居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを利用させることができない旨規定している。</p> <p>・高齢者が身近な地域で生活を続けていくために、多様な福祉サービスの展開が必要である。</p>	1回目	厚生労働省老健部高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第99条第2項	E			<p>認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護事業者が必要とされる費用を助成した上で設定されており、介護報酬内ですべてのサービスを提供することになっている。そのため、外部から福祉用具貸与などを入居者が提供を受ける場合は、認知症対応型共同生活介護事業者がその費用を負担すべきである。</p> <p>また、認知症対応型共同生活介護事業者の入居者が外部の事業者から福祉用具貸与などを提供され、その費用が別途請求されると外部からのサービス提供を行う場合と行わない場合で、事業者間や利用者間の負担に不公平が生じる。</p> <p>なお、厚生労働省では、認知症対応型共同生活介護事業者の入居者の重度化については、次期介護報酬改定への課題と認識している。そのため、全国の認知症対応型共同生活介護事業者の実態を調査した上で、入居者の重度化への対応として、外部の事業者から福祉用具貸与などの居宅サービス提供が必要か否か平成27年4月の次期介護報酬改定に向けて検討することとしている。(ただし、検討を行う場合には、区分支給限度基準額の考え方など、他の介護報酬の仕組み全般にも影響があるため、検討には相当の時間を要すると考えられる。)</p>	C	<p>・本県の認知症対応型共同生活介護事業者の多くは、利用者が入所後、時間の経過により要介護状態や健康状態が悪化したとしても、住み慣れた場所で暮らしてほしいと考え、利用者の状態の変化に応じたサービスを提供するために精一杯努力しており、その努力が、利用者の住み慣れた地域での安心した生活につながっている。</p> <p>・本県が目指す地域共生の実現にはグループホームで生活し続けられる環境を整えることが必要であり、また、グループホームには看取り加算も認められ、他の種家となりつつある現状において、医療ニーズのある方が身近な場所にあるグループホームの入所を希望された場合、医療ニーズに対応できないことを理由に受け入れを拒むことは許されず、医療ニーズ等に十分対応できないために、認知症高齢者がグループホームを利用できないとすれば、地域包括ケアの理念に逆行することになる。</p> <p>・グループホーム入所後の利用者の状態の変化は個々で異なり、たとえば、ちょっとしたつまづきなどが原因で福祉用具が必要となった利用者が事業所に用意してある福祉用具では自分に合わない、利用者の状態がどんどん重度化し1年程度で福祉用具を更新しなければならぬ、あるいは、自分で行ってきたインスリンの注射が自分でできなくなったために新たに看護師の確保が必要となるなど、個別の対応が事業者に求められ、職員の負担も大きくなっている現状がある。</p> <p>・同じ居宅サービスの枠組みのなかで、在宅介護では、個人の状態に応じ個人に合ったサービスを選択できるが、グループホームでは、利用者個人が必要とするサービスを十分に受けられない現状は、公平を欠くものである。</p> <p>・については、厚生労働省には、本県の実情をご理解いただき、ぜひ、特区において、利用者の負担によりグループホームにおける介護従事者以外の者による居宅サービス(福祉用具貸与サービス、訪問看護サービスなど)を認め、介護報酬の対象とするよう、ご検討いただきたい。</p> <p>・なお、厚生労働省では、27年4月の次期介護報酬改定に向けて検討されるとのことだが、早期の検討を進めるために、本県も含めて全国的にモデル事業として実施すべきではないかと考える。</p> <p>また、認知症対応型共同生活介護事業者が必要とされる費用を助成した上で介護報酬の基本報酬が設定されていることだが、提供が必要とされているサービスの内容、算定内訳をご教示いただきたい。</p> <p>・福祉用具の貸与は極めて個人の状況に対応するものであり、介護報酬に反映させる場合は加算措置が妥当と考えられる。基本報酬に算定されているのであればその根拠を示されたい。</p>	厚生労働省より対応できないとの見解が示されているものの、認知症対応型共同生活介護事業者の入居者の重度化については、次期介護報酬改定への課題と認識されていることから、富山県が求めている、福祉用具貸与サービス、訪問看護サービス、を検討対象とするか否かの判断(モデル事業の必要性等も含め)がどのように意向が明示し、当該判断に基づいた富山県の提案が実現するための次期介護報酬改定に向けたスケジュールを示すこと。 <p>また富山県は、求めている介護報酬の加算措置の妥当性に対する検討資料として、富山県の認知症対応型共同生活介護事業者の介護報酬に対する経費内訳等、現状の実態を詳細に明示すること。</p>	
						2回目		E		<p>平成27年度の介護報酬改定に向けては、平成24年4月26日に社会保障審議会介護給付費分科会の下に設置された介護報酬改定検証・研究委員会において、要介護度に応じたグループホーム等でのサービス提供状況の実態、利用者の状態と相応しいケア内容などについて実態調査を行うこととされ、既に当該調査を実施しているところ。</p> <p>今後、介護報酬改定検証・研究委員会における当該調査研究等の報告や議論の結果に基づき、社会保障審議会介護給付費分科会において、次期介護報酬改定の内容について審議される予定である。</p> <p>介護報酬改定検証・研究委員会や社会保障審議会介護給付費分科会において、入居者の重度化への対応策として、外部の事業者から福祉用具貸与などの居宅サービス提供が必要か否か検討を行う場合には、区分支給限度基準額の考え方など、他の介護報酬の仕組み全般にも影響があるため、検討には相当の時間を要すると考えられる。</p>	C	<p>グループホーム入所後の利用者の状態の変化は個々で異なり、たとえば、ちょっとしたつまづきなどが原因で福祉用具が必要となった利用者が事業所に用意してある福祉用具では自分に合わない、利用者の状態がどんどん重度化し1年程度で福祉用具を更新しなければならぬ、あるいは、自分で行ってきたインスリンの注射が自分でできなくなったために新たに看護師の確保が必要となるなど、個別の対応が事業者に求められ、職員の負担も大きくなっている現状がある。</p> <p>介護報酬改定検証・研究委員会において現在実施されている実態調査について、本県が求めている、利用者負担によりグループホームにおける介護従事者以外の者による居宅サービス(福祉用具貸与サービス、訪問看護サービスなど)の利用についての検討に直結するような内容であることが必要であり、具体的な調査内容を明らかにしていただきたい。また、地域によるサービス提供基盤の違いも踏まえ、実態を正確に把握するため、都市部周辺だけでなく、本県も含め、それ以外の地方においても幅広く調査を行うとともに、利用者の重度化への対応状況を確認するためにも、運営年数の長い事業所を調査対象とするよう配慮願いたい。</p>	<p>要望の実現にあたって、指定自治体は、求めている介護報酬の加算措置の妥当性について更に検討(妥当性を示す定量的な分析等による具体化)を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討(妥当性を示す定量的な分析等による具体化)をした上で、春以降に厚生労働省と改めて協議を行うこと。</p> <p>なお、厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、介護報酬改定検証・研究委員会において、グループホームにおける介護従事者以外の者による居宅サービス(福祉用具貸与サービス、訪問看護サービスなど)の利用について、具体的な検討するか否かの判断基準を明示されたい。</p>			